

傷害致死被告事件において、被告人らの傷害行為と被害者の死亡の結果との間に刑法上の因果関係を肯定した事例

(札幌地裁平成12年1月27日判決 判夕1058号
283頁 (有罪・確定))

杉 本 一 敏

【事実の概要】

被告人A女は、被告人Bに、夫であるX(被害者)の手足の一本でも折って入院する程度の傷害を負わせてほしい旨依頼し、Bはその話を被告人Cに持ち出した。Cは、この実行を引き受けるとともに、被告人Dを誘い、Dも実行に加わることを承諾した。

平成11年1月9日午後6時頃、C・Dは、Xに対し、その頭部・顔面等を多数回手拳で殴打したり足蹴にするなどの暴行を加え、Xに頭蓋側頭骨骨折、急性硬膜外血腫及び脳挫傷等の傷害を負わせた。この傷害は打撲箇所5カ所のうち3カ所が一番骨の薄い側頭部に集中し、頭蓋側頭骨の骨折が頭蓋底の方まで及んで中硬膜動脈を切断し、Xは多量の出血をして、一時、意識レベル300の昏睡状態になるなど非常に危険な状態に陥った。その後Xは、意識を取り戻したが、殆ど瞬きでしか外界と意思疎通を図ることができない状態にあり、精神的なストレスもまた相当蓄積している状態にあったところ、同年2月7日、容態が急変して大量の吐血及び下血をし、翌8日、出血性ショックにより死亡するに至った(Xの病態から考えて、大量の出血部位は胃の中であり、また動脈性の出血であると認定されたが、解剖結果からはXの胃の中に明らかな潰瘍痕は認められず、デューラフォア潰瘍といわれる非常に浅くて小さい胃粘膜の欠損の下に血管の走行異常のために太い動脈血管があり、それが破綻して大量出血した可能性が高いものと認められた)。A・B・C・Dは傷害致死罪の共同正犯としての罪責を負うものとして起訴されたが、弁護人は、被告人らの傷害行為とXの死亡結果との間に刑法上の因果関係が認められないと主張した。

【判旨】

〔①〕一般的に、被害者に重い傷害を負わせた場合、被害者が右傷害を直接の原因として死亡する場合に加え、右傷害に起因する合併症を原因として死亡する場合も考えられるのであるから、右合併症が医学上通常起り得るものであり、かつ当初の傷害が死亡の危険性が高いものであれば、当初の傷害とこれに起因する合併症による死亡との間には、刑法上の因果関係を認めることができる。〔②〕これは、本件のように、頭部外傷を負った者が、肉体的なあるいは精神的なストレスから消化性潰瘍を併発したり、急性粘膜病変等が起こり、これらから消化管出血が生じて死亡の危険が生ずる場合があることが医学的な常識であり、臨床的にもよく見られる場合、頭部外傷を負わせるという行為自体に、これを直接の原因として死亡する危険性のみならず、胃などの消化器が病変を引き起こし、大量の出血が生じて、ひいては死に至らしめることがあるということについての危険性も当然に内包していると認められるからである（したがって、本件の事実関係においては、例えば急性硬膜外血腫等の頭部外傷が直接の死因となった場合と本件とで刑法上の因果関係を考えるのにあたって別異に考える必要はないのである）。

〔③〕本件において、Xが被告人らによって受けた傷害は、…それ自体Xの死亡という結果を惹起する程度の危険性を十分有するくらい非常に重い傷害であった。そして…Xが、胃の動脈血管が破綻し大量出血を引き起こし、その出血性ショックにより死亡したことは明らかであり、…Xが肉体的・精神的ストレスを相当蓄積している状態にあり、他方…Xには、頭部外傷の他に、胃から大量出血を起こす原因として考えられるような既往症などは見あたらないのである。

〔④〕だとすれば、Xの死亡の結果は、正に、被告人らの傷害行為によって惹起されたものと認められ、したがって、被告人らの傷害行為とXの死亡との結果の間には刑法上の因果関係が優に認められる。たとえ、Xが、…デュラフォア潰瘍による大量出血の前提として考えられる胃の血管の走行異常といった特異体質であったとし、また、…最善の医療を受けていればXの死亡の結果が発生しなかった可能性があったとしても、こうした事情は、被告人らの傷害行為と相俟ってXの死亡の結果発生を助長させた事情にすぎないから、被告人らの傷害行為とXの死亡の結果との間の刑法上の因果関係が否定されることはない。…〔中略〕…

〔⑤〕なお、本件においては、Xが実際に負った傷害である前述の急性硬膜外血腫等と最も直接的な死因である出血性ショックとが因果の流れで結びつけられることが重要なのであり、そのためには右傷害に起因するストレス性胃

内損傷に基づく胃内出血による出血性ショックであることが関係各証拠から認められれば必要にして十分であるから、厳密に胃内損傷の病態がいかなるものであるのかまで特定される必要はない(ただし、胃内損傷の病態としては、前述のように、関係各証拠からはデュラフォア潰瘍である可能性が高いということが出来る。)。」

【評釈】

本判決は、被害者の特異体質(胃内の血管走行異常)が介在し、医師の最善の治療が行われていれば死亡結果に至らなかったという可能性が残る場合でも、当初の被告人らの行為と被害者の死亡結果との間に刑法上の因果関係が認められる(判旨④参照)としたものである。この結論自体は従来の最高裁・下級審判決に沿うものと評されるが、本判決が採用していると考えられる因果関係の判断枠組には、従来の諸判例においては決して明示されてこなかったような注目すべき点が含まれていると思われる。以下この点を、第一に、本判決の採用する刑法上の因果関係要件(実体的要件)、第二に、その実体的要件への事実の包摂判断(事実的条件関係ないし事実認定)に即して考察する。

1 刑法上の因果関係要件(実体的要件)

まず、本判決で提示されている刑法上の因果関係要件について検討する。本判決では、判示①の部分で因果関係要件の一般論が示され、その具体的内容が判示②の部分で敷衍されている。①では、因果関係要件として、「医学上通常起こり得る」、「当初の傷害が死亡の危険性の高いものである」という、従来の諸判例の中にも類例が多数見出されるような二つの要件が示されている。しかし、結論から言えば、(以下に見るように)本判決の提示する因果関係要件の核心は②の部分に示されていると見るべきである。

そこで②の判示内容であるが、②で因果関係要件として掲げられているのは、一言でいえば、事後判断によって認められる「結果へと実現した危険」と事前判断によって認められる「行為の危険性」とが一致・符合している、という関係である。つまり、現実の因果経過・結果に発現した(事後的に確定された)危険、すなわち、頭部傷害に起因して消化器系の病変を併発し大量出血死へと至ることが、(行為時に立って事前的に)傷害行為それ自体を眺めた際にも既に危惧されるものだった、という関係が要求されている。言い換えれば、この種の傷害行為に内包されていると認められる危険性から通常展開していくことが予想され、ひいては、この種の傷害行為を禁止することによって正に回避

しようと目指されるような因果経過・結果の一つに、胃の大量出血による死亡という現実の当該因果経過・結果も数えられる、という関係が求められているのである。以上をまとめると、②の判示は、事前判断・事後判断双方の下で判断された危険性が一致・符合していること、或いは「事前判断によって設定された、行為から危惧される因果経過・結果の範囲内に、事後判断によって確定された現実の当該因果経過・結果が包摂される」という関係を、因果関係要件として示したものと解される⁽²⁾。

このような因果関係の判断枠組を基礎に置くと、最大の問題は、ここにいる、(事前的に見て) 行為から危惧されるような因果経過・結果の「範囲」をどの程度の広さで設定するか、という点にあることになる。この範囲設定が広すぎる場合には、かなり異常な因果経過・結果であってもなお設定範囲内に包摂され、因果関係が肯定されてしまうことになる。そして、従来の判例の判断方法を、本判決に見出されるこの「範囲設定とそれへの包摂」という視点から捉え直し、このような判断枠組の形に変形させて見てみると、従来の判例は、概してこの範囲を過度に広く設定して因果関係を判断してきたということが出来る。そして、判例におけるこの範囲設定の広範さに一役買っていたのが、本判決の①にも見出される「通常起り得る」(通常性)、「当初の傷害が死亡の危険性の高いものである」(行為自体の危険の重大性)という二要件であった。

まず、後者の「行為自体の危険の重大性」という判断基準であるが、この判断基準によれば、事前判断による行為の危険性という点にのみ着目して因果関係を肯定する恐れがある。(事前判断において) 当初の行為がそれ自体でおおよそ死亡結果をもたらし得るような危険なものと認められる、という点だけを根拠に既遂犯の因果関係を肯定するならば、いかに異常で凌駕的な競合原因が因果経過に介入して被害者が死亡するに至ったのだとしても、(そのような事情の有無と無関係に) 当初の行為と結果との間に因果関係が肯定される。ここで行われている判断は、「おおよそ被害者の死亡をもたらす因果経過・結果」という非常に広い(事前判断的) 範囲設定を行った上で、当該因果経過・結果の、その範囲への(事後判断的) 包摂を問題としているに等しいといえよう(そして、現実に致死結果が生じている以上、その包摂は当然に肯定されるのである)⁽³⁾。

次に「通常性」という判断基準であるが、この要件は、「普通あり得る」「社会経験上稀有のことではない」「通常予見し得る」など、文言に若干の違いはあるものの、判例において頻繁に看取されるものである。この通常性という基準によって設定される範囲の広さは各判例において様々であるが、ここでもやはり、諸判例における設定範囲は概して広すぎると評することが可能である。本件事案のように、被害者の特異体質が介在したり、傷害を受けて入院した後

に不良な予後を辿って死亡するに至ったという類型の事例に限定してみると、「通常性」の範囲設定が広すぎると思われる判例として二つのタイプのものが見受けられる。

第一のタイプは、社会生活において特異体質をもった被害者に遭遇することは通常の事態である、という理解に基づいて、特異体質が共働原因として働き被害者が死亡するに至った場合でも、行為者の行為と結果との間に刑法上の因果関係は存在する、と判示する判例である。例えば、被告人が自動車運転中に過失によって被害者に衝突したところ、被害者が脳梅毒症であったためこれが共働原因となって死亡するに至った、という事案に関して、大審院⁽⁴⁾は「街路の行人中に病弱者の存することは常在の事実にして、必ずしも異常の事態に非」ずと判示し、被告人の衝突行為と被害者の致死結果との間に因果関係を認めている。ここでは、自動車で衝突するという行為から展開することが通常危惧される危険性の一つとして、衝突した相手が偶々特異体質者であったために死亡させるに至る、というような経緯を辿る危険性も考えられていることになる。このような仕方では通常性の範囲（行為から通常危惧される因果経過・結果の範囲）を設定するならば、およそ特異体質が相俟って死亡結果に至った場合すべてがこの設定範囲内に包摂されることになりかねない。

第二のタイプは、行為者によって傷害を受けた者が「何らかの余病を併発して死亡するに至ることは社会経験上決して稀有のことではなく、一般人において通常予見しうる」ことであるから刑法上の因果関係は存在する、というような判示をする判例である。これは、行為から展開することが通常危惧される経緯の範囲として、「被害者がおよそ何らかの余病を併発して死亡する」という因果経過・結果の範囲を設定しているのに他ならず、被害者がとにかく何らかの余病を併発して死亡したという事実さえ現実に確認されれば、当該範囲への包摂も認められ、因果関係が肯定されることになる。

他方、ここまで挙げてきた諸判例とは異なり、範囲設定をもっと限定的に行っていると見受けられる判例もある。例えば、いわゆる濱口首相暗殺事件に関する控訴審判決は、被害者が拳銃で撃たれたところ、放射状菌が腸内から漏出し、放射状菌病性の横隔膜下膿瘍、継発する隣接諸臓器の罹患によって死亡するに至った、という事案に対して、「かくの如きは日常経験上一般的なりと認むべき証拠なく…斯かる感染例は極めて稀有の事例なることを認め得べきを以て」被告人の行為と被害者の死亡との間に「刑法上の因果関係を認め得ざるに帰す」⁽⁶⁾と判示した。また、被告人が交通事故によって被害者に右大腿骨骨折の怪我を負わせたところ、被害者が入院中に併発した褥創が悪化して、受傷後八ヶ月以上たつてから死亡するに至ったという事案に関する東京高裁判決は、

「じょく創がひどくなり肺浮腫、心機能傷害をきたしてその結果死亡に至ることが、経験上一般に普通発生するものであるとするには、原判決が掲げる鑑定書によっても疑わしく、その他これを認めるに足りる証拠に乏しい⁽⁷⁾」として、被告人の行為と死亡結果との間に因果関係が認められない旨判示している。この二つの判決では、「通常性」基準が掲げられている限りで上述の諸判例との間に違いはないが、そこで言われている通常性の範囲は、単に一般人の日常感覚に基づく通常性といったものではなく、医学的にみた通常性という限定された範囲である。そうすると、被害者の辿った当該因果経過がこの限定的な範囲内に包摂されるか否かが問われることになり、そのような包摂判断を可能にするためには、その分、事実的経緯も医学的に詳細に立証・認定される必要がある。上述の諸判例に比べ、これら二つの判決において被害者の予後がかなり詳細に認定され、医学的に説明されているのも、そのような理由によるものであろう。

では、本件判決において採られている設定範囲はどのようなものか。それは、頭部への重傷によって医学上・臨床通常起こり得る因果経過・結果の範囲、というものである。この設定範囲は、上に挙げた判例の系統のうち、医学的にみた通常性を問題にする限定的な判例が示すそれに近いが、結論から言えば(以下に見るように)それよりもやや広く、上記の広狭二つの判例の系統の間あたりに位置づけられるものといえる。本判決によれば、「頭部外傷を負った者が、肉体的なあるいは精神的なストレスから消化性潰瘍を併発したり、急性粘膜病変等が起こり、これらから消化管出血が生じて死亡の危険が生ずる場合があることが医学的な常識であり、臨床的にもよく見られる」ことであるから(事前判断による範囲設定)、「被告人らが負わせた急性硬膜外血腫などの頭部傷害により、ストレス性胃内損傷に基づく胃内出血を引き起こし、出血性ショックによりXが死亡するに至った」という本件因果経過・結果も、本判決の設定した上記「医学的・臨床的通常性」範囲内に包摂される一例だと認められるのである(事後判断による包摂)。

この本判決の判示に関しては、(a)事前判断による範囲設定の点、そして(b)事後判断による当該因果経過のその範囲への包摂の点、その双方において、若干の問題があるように思われる。

(a)第一に「範囲設定」についてであるが、本判決は、頭部傷害後に消化器官から出血しそれに基づいて死亡するに至るという危険も、頭部傷害行為から通常危惧される危険性範囲の一部をなすものと考えている。頭部傷害を負った殆どの人が消化器官の潰瘍を生ずるという事態が認められるのであれば、消化器官出血による致死の経緯を頭部傷害行為に内包される典型的危険性とと考えてよ

いが、果たしてそのような統計結果が現実に存在するかは不明であり、少なくとも本判決の認定事実の判示部分には、そのような経緯を辿る頻度が精緻には述べられていない。仮にこのような消化器系の病変が決して典型的な経緯でないのであれば、本判決の「通常性」の設定範囲は広きに失していることになる。

(b)その点を措くとしても、第二に当該因果経過・結果の「包摂」判断に関して問題がある。この第二段階では、(本判決の判示通り)「頭部傷害に起因してストレス性胃内損傷を生じ、胃内出血によって死亡する」という事実的因果関係が認定されたものと前提した上で、これが(上記の)設定範囲に包摂できるか否かが問われる(実は、このような事実的因果関係が果たして確実性を以て認定できるのかということ自体に既に疑問があるのだが、その点は次の「事実的因果関係(事実認定)」で論ずる)。さて本判決が頭部傷害行為から通常危惧される危険性範囲の一部をなすものと想定しているのは、(a)で見たように「消化器官の潰瘍併発によって出血して死に至る」という類の因果経過・結果であり、ここでは主として、それ自体において命に関わるような重篤な潰瘍を併発する危険が想定されている、と考えるのが自然である。これに対し本件経緯は、胃の中の血管の走行異常という被害者の特異体質が競合することで、(解剖時に潰瘍痕も確認できないような)軽度の潰瘍によって大量出血が生じたというものであって、このような経緯が果たして上に想定されているような範囲内に包摂される事態と認められるのか、疑問が残るように思われる。

尤も、本判決が医学上通常あり得るといっている「頭部外傷後の消化器官の潰瘍による死」という範囲には、重度の潰瘍による出血死のみならず、軽重を問わず何らかの消化器官の病変が発生しそれが相俟って死亡する、という様々な事態が考え入れられているのかもしれない。そうだとすれば、そのような範囲内には、本件の因果経過・結果も包摂されることに疑いはない。しかしその場合には、このように広範で抽象的な通常性範囲を設定し、それへの包摂を問うことが果たして妥当なのかという、範囲設定の広さの問題が再び生じてくるであろう。

結局のところ本件では、当初の傷害行為が(被害者が昏睡状態に至るなど)極めて重篤なものであったため、その(純然たる事前判断による)行為の危険性という事情が、因果関係を肯定する方向に大きく働いたことも否定できないように思われる。

2 事実的因果関係 (事実認定)

次に、本判決における事実的因果関係の確定 (事実認定の仕方) の特徴について触れることにしたい。本判決においては、事実的因果関係の確定は、実体法上の因果関係要件に現実の当該因果経過が包摂されるものか否かを判断できる程度に行われれば足りる、という考え方が随所に窺われる。(上述したように)「行為から通常危惧される危険性範囲内に現実の当該因果経過・結果が包摂される」という関係に実体法上の因果関係要件を求めた本判決は、現実の事実経緯がこの範囲内に包摂されるか否かが明らかになる限度で事実の認定 (解明) を行えば足りることになる。判示⑤では、「厳密に胃内損傷の病態がいかなるものであるかまで特定される必要はない」とか、病態がデュラフォア潰瘍であった「可能性が高い」などとして、不完全な事実解明で以て足りる旨表明されているが、それというのも、その程度の事実解明だけで既に上記危険性範囲への包摂が明白になった、と本判決が考えているからである。また判示③は、「頭部外傷の他に、胃から大量出血を起こす原因として考えられるような既往症などは見あたらない」として、本件出血死が既往症に由来した可能性を排除する。本判決が「傷害行為から通常危惧される危険性範囲」の一部分となしたのは、頭部傷害後の「ストレス性」消化器官出血という経緯なのであるから、もし本件出血が何らかの「既往症」に起因したというのであれば、そのような経緯は上の危険性範囲から逸脱するものとなる。そして既往症に因る消化器官出血というストーリーは、上の危険性範囲から逸脱する因果経過として想定可能なもののうち (つまり、頭部傷害のストレスに起因したというストーリー以外で)、おそらく最も可能性のある経緯説明である。従って③で採られているのは、可視的でないストレスという要因を厳密に認定するのではなく、逆に既応症という最有力の対抗説を退けることによって、本件経緯が少なくとも上記危険性範囲から逸脱するものでないことを立証する、という消去法の認定手法である。これらの点は、行為と結果が事実的な条件・作用関係で完全に繋がっているという事実認定を (少なくとも建前上) 要求・実践してきた従来の判例の態度とは異なる、本判決の一つの特徴であろう。

尤も、事実の認定は、実体法的要件の充足判断を可能にするために (且つその限度で) 行われる、という原則それ自体は刑事裁判上当然の事理であり、何も殊更に本判決の特徴というべき点ではない、と見る向きもあろう。しかしそれでも、本判決の事実認定の仕方は、従来の因果関係要件の捉え方、とりわけ (事実的) 条件関係の捉え方に一石を投げ得るものであると思われる。

従来の刑法理論は、刑法的因果関係の第一要件として条件関係(事実的因果関係)の存在を要求し、その後、第二段階において、(相当因果関係説、客観的帰属論等による)規範的限定を加えるという判断構造を念頭に置いてきた。ここでは、事実的因果関係の存在は開明であり広範に認定可能である、という見方が前提にある。ところで「因果関係」とは、二つの出来事間に単に時間的前後関係があるという事実を指すのではなく、二つの出来事が継起したという当該事実経緯が何らかの一般的自然法則に則るものであるという事実を指す。つまり因果関係という事実は、(傷害行為・被害者死亡といった事実と異なり)、仮にその経緯の一部始終を目撃したとしてもその存在が直ちに判明するものではなく、当該経緯が一般的自然法則に則っているという証明を経て初めてその存在が確認される類の事実である。本件で事実的因果関係が認められるためには、例えば、「頭部に重度の外傷を負った場合にはストレスによって消化器官に潰瘍が生ずる」といった経験法則が存在し、脳への受傷から胃内出血に至った本件事実経緯もこの法則に則る一例である、と証明されなければならない。しかしこの点に限っても、ストレスは直接目に見えないだけに上の経験法則の信憑性自体に疑問が残るのみならず、(この経験法則が確かだとしても)本件経緯がその一例である(本件胃内出血が頭部傷害のストレスに起因したものである)と厳密に証明するのは更に困難であろう。

このように、事実的因果関係を完全に確定したと言えるためには、一般的自然法則の定立と、事実経緯がその法則に則る一例であるという証明とが必要であり、これは必ずしも容易でない。従って、実体的な因果関係要件の第一要素として先ず事実的因果関係を掲げ、その完全な確定を要求する従来の判断構造は、事案によっては不可能を強いることになる。それにも拘わらず、従来の判断構造が多くの場合に事実的因果関係の存在を自明のものとしてきたのは、むしろ因果関係という事実の存在を(一般的自然法則に照らして)厳密に問題とすることなく安易に認定する傾向があったからである。本判決は、このような因果関係の事実認定方法に再考を促す意義を有していると思われる。上記③、⑤の判示は、事実的因果関係の厳密かつ完全な解明は不可能(ないし極めて困難)であるという点を率直に踏まえ、その制約の中で可能かつ必要な限度での事実認定を、つまり、本件因果経過・結果が少なくとも上記「危険性範囲」から漏れ出るものでない、と言える限りでの事実認定を試みているのである(実体的な因果関係要件を「危険性範囲への包摂」に求めた以上、このような事実認定でも刑法上の因果関係肯定にとって十分であり、何も最初に事実的因果関係を完全に解明しようとする必要はないのである)。

3 おわりに

本判決においては、実体的な因果関係要件に関して、「事前判断と事後判断の下における危険性の一致・符合」、或いは「事前判断による範囲設定と事後判断による包摂」という判断構造が見受けられた。これは、学説上提起されている「(事前判断による) 広義の相当性と (事後判断による) 狭義の相当性」、「(事前判断による) 危険創出と (事後判断による) 危険実現」といった客観的帰属要件と軌を一にするものである。また、事実因果関係の確定 (事実認定) も、上の設定範囲への包摂如何が判明する限度で行われれば足りるという態度が見られ、興味深い認定手法が試みられた。これらの判断構造は従来の判例において明示されなかったものであり、特に、刑法上の因果関係判断において事前・事後両判断の契機が必要であることが示唆された点で、本判決のもつ意義は大きいと思われる。尤も、(上述の通り) 実体的な因果関係要件に関して「範囲設定」が広すぎるとの感も拭いきれず、また事実認定に関しては、(上に見たような、厳密さに欠ける) 消去法による因果関係肯定が「疑わしきは被告人の利益に」の原則に抵触しないかという疑問も残り、本判決の具体的な判断手法には尚検討を要すべき点が多く残されていることも否定できないであろう。

- (1) 山田利行「判研」研修639号(2001)61頁以下。
- (2) この「(事前判断的) 範囲設定と (事後判断的) 包摂」という判断構造は、相当因果関係説によっても因果関係の判断枠組として時に明示される。(相当因果関係説に立った) 判例に限って見れば、このような判断枠組を一般論として示すものとして、例えば広島高岡山支判昭24・12・27高裁刑特報3巻11頁(12頁)参照(「一般的見解に立つて普通生じたであらうと考へられる範囲内に具体的結果が発生した場合に行為者の行為を以て右の結果に対する原因であると解すべきである」と判示(傍点筆者))。他に、東京高判昭60・6・17判時1177号143頁(145頁)、東京高判昭63・8・19判時1289号159頁(161頁)。
- (3) 海老原震一「最判解」曹時20巻2号(1968)433頁参照。
- (4) 大判昭6・10・26刑集10巻494頁(502頁)。この他、同様の判示として、東京高判昭24・12・10高刑集2巻3号292頁(294頁)。
- (5) 札幌高判昭49・2・12刑月6巻2号113頁(116頁)。他に福岡高判昭48・12・21刑集28巻5号208頁(215頁)(同事件に関する最決昭49・7・5刑集28巻5号194頁もこれを支持)、東京高判昭54・2・8刑月11巻1=2号28頁(30頁)など。
- (6) 東京控訴院判昭8・2・28新聞3545号5頁(17頁)。
- (7) 東京高判昭44・10・30高刑集22巻5号822頁(826頁)。